

高松市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年4月28日

高松市病院事業管理者 和田大助

高松市病院局管理規程第11号

高松市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

高松市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年高松市病院局管理規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 略</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 会計年度任用職員が、会計年度任用職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。）、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 管理者は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当する理由により勤務することができない場合には、特別休暇を与えることができる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 会計年度任用職員が、会計年度任用職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。）、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる</p>

ものとして管理者が定める事由に伴い会計年度任用職員の子の世話をを行うこと、会計年度任用職員の子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をすること又は会計年度任用職員が養育する小学生以下の子の介助（疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度において5日（子が2人の場合は10日、子が3人以上の場合は15日）の範囲内の期間又は時間

(11)～(14) 略

2 略

ものとして管理者が定める事由に伴い会計年度任用職員の子の世話をを行うこと、会計年度任用職員の子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をすること又は会計年度任用職員が養育する小学生以下の子の介助（疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度において5日（対象となる子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間又は時間

(11)～(14) 略

2 略

#### 附 則

- 1 この規程は、令和8年5月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に使用された改正前の第17条第1項第10号の特別休暇については、改正後の第17条第1項第10号の特別休暇として使用されたものとみなす。